



一般廃棄物処理業等許可証

佐渡市指令第 8号
令和7年3月18日

新潟市東区材木町1番地46号
新潟交友事業株式会社
代表取締役 今城 哲 様

新潟県佐渡市長 渡辺 竜五



令和7年3月4日付けで申請のあった一般廃棄物処理業等について、次の条件を付して許可する。

| | |
|--------|---|
| 廃棄物の種類 | 不燃ごみ：金属くず、ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管） 可燃ごみ：廃プラスチック類（ペットボトル） |
| 処理業務内容 | 処分 |
| 業務区域 | 佐渡市内 |
| 許可期限 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 許可条件 | <ol style="list-style-type: none">1 本許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。また、業務を他人に委任し、又は代行させてはならない。2 許可を受けた事業所の全部又は一部を廃止したとき、並びに住所、氏名及び事業所の所在地を変更したときは、直ちに市長に届け出なければならない。3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。4 法令に違背し、市長の指示に従わないときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の停止を命ずることがある。5 交通事故の防止に努めるとともに、交通関係法令を十分に遵守すること。6 常に衛生的に事業を実施し、市民サービスに努めること。7 市長が特別な事情があると認める場合は、業務区域外での業務を指示する。 |

複写無効